

新規専門医申請の要件

資格

専門医の認定を申請する者(以下専門医申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ① 日本国の医師免許証を有すること。
- ② 基本的領域診療科の認定医、専門医または同等の経歴(当該学会名誉会員相当)を有すること。
- ③ 連続5年以上本学会会員であること。
- ④ 初期臨床研修終了後5年以上の研修を行い、このうち3年以上は学会が認定した認定施設(関連施設を含む)において所定の修練カリキュラムにしたがい修練を行っていること。
- ⑤ 別に定める研究業績を有すること。(施行細則第7条)
- ⑥ 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第8条)
- ⑦ 別に定める診療実績を有すること。(施行細則第9条)

申請方法

専門医申請者は次の各号に定める申請書類の正本1通および副本1通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第5条)、初めて認定証の交付を受けるものは、別に定める認定料を支払わねばならない。(施行細則第6条)

- ① 専門医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 基本的診療科の認定あるいは専門医認定証(写)
- ⑤ 認定施設(関連施設を含む)での修練修了証明書
- ⑥ 研究業績一覧表
- ⑦ 研修実績一覧表
- ⑧ 診療実績一覧表

なお、受験資格を認められた者はその翌年から引き続き2年間の申請に限り、前項②以下の書類の提出を省略することができる。

施行細則

第7条[専門医申請の研究業績]

1. 申請に必要な業績は、研究業績点数表(付表1)に基づき、30点以上とする。
2. ただし、この業績は資格認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集会に発表されたものでなければならない。
3. 論文1編は学会機関誌掲載のものが望ましい。
4. 乳癌、前立腺癌などのホルモンなどバイオロジーに関する発表、論文は業績として認めるが、

30 点中 10 点以下までとする。

5. 医師免許取得後のものとする。

第 8 条[専門医申請の研修実績]

1. 申請に必要な研修実績は、研修実績点数表(付表 2)に基づき、30 点以上とする。
2. 研修実績は、資格認定委員会が定めた諸学会の学術集会またはこれらが主催する教育セミナー、もしくは全国あるいは地方関連研究会(いずれも内分泌・甲状腺外科疾患に関するものに限る)への出席でなければならない。
3. 参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって、参加を証明しなければならない。
4. 医師免許取得後のものとする。

第 9 条[専門医申請の診療実績]

専門医申請者は、本学会認定施設(関連施設も含む)における術者(手術の主な部分を担当したものに限り)または指導者として、次の各号に定められた診療実績のいずれかを有していなければならない。ただし本学会認定施設での診療実績は、認定または関連施設の認定日以降のものに限る。

- ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計 100 例以上(甲状腺癌による音声改善手術、声帯外方移動術などは 30 例未満であればこれに含めることができる)
- ② 副甲状腺、副腎疾患合計 60 例以上
- ③ 副甲状腺疾患のみ 50 例以上
- ④ 副腎のみ 20 例以上

名誉専門医申請の要件(更新はありません)

資格

1. 65 歳を超えた者で専門医を更新しない者は、専門医の有効期限が終了してから 2 年以内に名誉専門医を申請することができる。
2. ただし、名誉専門医は専門医として広告することは出来ない。
3. 名誉専門医を申請するには次の各号に定めるすべての資格を要する。
 - ① 日本国の医師免許証を有すること。
 - ② 本学会専門医の履歴を有すること。
 - ③ 専門医取得後、継続して本学会会員であること。
 - ④ 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第 10 条)
4. 名誉専門医の資格は生涯有効であるが、本学会会員でなくなったときは、その資格を失う。

申請方法

名誉専門医申請者は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

- ① 名誉専門医認定申請書

- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 内分泌外科専門医認定証(写)
- ⑤ 研修実績証明書類

施行細則

第 10 条[名誉専門医の申請資格]

名誉専門医申請者は、申請時において過去 5 年の間に、研修実績(本細則第 8 条)を 20 点以上有していなければならない。

専門医更新の要件

1. 専門医更新

資格

- 1. 専門医は、専門医認定証の有効期限を迎えた時は、資格の更新を行うことができる。
- 2. 更新には、次の各号に定めるすべての要件をみたさねばならない。
 - ① 日本国の医師免許証を有すること。
 - ② 本学会専門医であること。
 - ③ 専門医取得後、継続して本学会会員であること。
 - ④ 別に定める研究業績を有すること。(施行細則第 12 条)
 - ⑤ 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第 13 条)
 - ⑥ 別に定める診療実績を有すること。(施行細則第 14 条)

申請方法

専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

- ① 専門医更新認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 専門医認定証(写)
- ④ 研究実績一覧表
- ⑤ 研修実績一覧表
- ⑥ 診療実績一覧表

施行細則

第 11 条[専門医更新]

- 1. 専門医は 5 年ごとに更新するものとする。
- 2. 専門医更新は 2 年間、猶予することができる。

第 12 条[専門医更新のための研究業績]

専門医更新に必要な研究業績は、直近 5 年間に、本細則第 7 条に準じて、研究業績点数表(付表 1)に基づき 8 点以上とする。

第 13 条[専門医更新のための研修実績]

専門医更新に必要な研修実績は、直近 5 年間に、本細則第 8 条に準じて、研修実績点数表(付表 2)に基づき 30 点以上とする。

第 14 条[専門医更新の診療実績]

1. 専門医更新申請者は、直近 5 年間に、術者、指導者または助手として、次の各号に定められた診療実績のいずれかを有していなければならない。
 - ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計 50 例以上(甲状腺癌による音声改善手術、声帯外方移動術などは 15 例未満であればこれに含めることができる)
 - ② 副甲状腺、副腎疾患合計 30 例以上
 - ③ 副甲状腺疾患のみ 25 例以上
 - ④ 副腎のみ 10 例

なお外科専門医を基盤としている内分泌外科専門医更新者は上記のいずれかを満たし、かつ、他の外科領域疾患を含めた術者、指導者または助手としての経験症例数の合計数 100 例以上を更新の診療経験の条件とする。また、この 100 例は National Clinical Database (NCD) 登録された診療経験であり、かつ甲状腺・副甲状腺・副腎疾患も内分泌外科専門医で NCD 登録されていることを条件とする。

2. 外科専門医を基盤としている内分泌外科専門医更新者の診療実績を NCD 登録に限ることは、経過措置として 2023 年更新申請(2024 年度認定分)より適応する。

専門更新の猶予の付帯資格(登録認定医)

1. 専門医更新時に、第 32 条に定める更新条件の一部が所定の条件を満たさなかった者のうち、別に定める基準を満たす者は登録認定医となることができる。(施行細則第 15 条)
2. ただし、登録認定医は広告することは出来ない。

登録認定医を希望するものは、専門医更新と同期間内に、第 33 条に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

施行細則

第 37 条[専門医資格の復活]

登録認定医は、別に定める専門医の更新条件を充足した時点で、専門医更新の再申請によって専門医の資格を再び得ることができる。(施行細則第 16 条)

第 38 条[登録認定医の更新]

1. 登録認定医は、5年ごとに、第36条に示す基準を満たせば、更新することができる。
2. 更新に際しては、第33条に定める専門医更新と同じ書式を提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第5条)

(付表1)研究業績点数表

	欧文論文	学会誌論文	日本語論文
筆頭著者	10	8	6
共著者	3	2	1

	国際関連学会	日本内分泌外科学会・日本甲状腺外科学会	国内関連学会	研究会
筆頭発表者	4	4	3	2
共同発表者	1	1	1	1
セミナー参加		1#		
座長		3		

セミナー1 講演に付与する点数

(付表2)研修実績点数表

集会名	日本内分泌外科学会・日本甲状腺外科学会	国際関連学会	国内関連学会	関連地方学会	セミナー*
	5	4	3	2	2.5#

* 日本内分泌外科学会または日本甲状腺外科学会に限る

セミナー1 講演に付与する点数